**送達場所等届出書（□変更届出書）**

令和　　年　　月　　日

　□申立人／□相手方／□同手続代理人／□同法定代理人　氏名：　　　　　　　　　印

※　この書面は、他の当事者には送付しませんが、他の当事者が希望し、裁判官が許可すれば、他の当事者が閲覧又はコピーをする可能性があります。

**１　私の送達場所等を次のとおり届け出ます（(1)～(4)のいずれかに✔して必要事項を記載してください。）。**

□(1)　申立書記載の住所のとおり

□(2)　次の場所（□実家　□その他（　　　　　　　　））

　〒　　　－　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　方）

※　この場所があなたが常時いる場所ではない場合、次の□に✔をし、あなた宛ての郵便を代わって受け取ってくれる人（送達受取人）の名前とあなたとの関係を記入してください。

　□　送達受取人を次のとおり届け出ます。

　　　氏名:　　　　　　　　　あなたとの関係：

□(3)　就業場所（勤務先）（勤務先の名称：　　　　　　　　　　　　）

〒　　　－　　　住所

□(4)　委任状記載の弁護士事務所の住所のとおり

・　この届出により、裁判所からあなた宛ての郵便物は全て届け出た場所宛てに送付（送達）されます。届け出た場所で送達できなかった場合、あなたに書類が現実に届かないまま手続が進行する可能性がありますので、届け出る場所（送達場所）は慎重に選んでください。

　※　裁判所が送付する書面のほとんど（期日通知書等）は、普通郵便で送達場所宛てに送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送る場合があります。

・　一度届け出た送達場所等を変更する場合には、変更届出書の提出が必要です。

・　記載に当たっては、集合住宅の場合は建物名・部屋番号まで、勤務先の場合は社名・店名まで正確に記載してください。

**２**この書面は、他の当事者には送付しませんが、他の当事者が希望し裁判官が許可すれば、他の当事者が閲覧又はコピーをする可能性があります。**上記記載のうち、他の当事者に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報がありますか。**

　□　ありません。　⇒記載終了です。

　□　あります。　　⇒下記のとおり非開示希望の申出をします。

**非開示希望の申出書**

**上記送達場所の届出書に記載した内容のうち、マーカー等で色付けした部分については、他の当事者に非開示とすることを希望します。**

**非開示を希望する理由**（社会生活をする上で、支障がある事情を具体的に記載してください。単に「知られたくない」といった理由の場合、支障があると判断できず、非開示とならない可能性があります。）